

介護保険課給付係からのお知らせ

令和4年2月 健康福祉局長寿社会部介護保険課 資料



目 次

1. 介護給付費等の取り下げ等について

スライド番号 2～8

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防短時間通所型サービス(A7)の見直しについて

2-1 通所サービスの現状

2-2 新たな報酬について

2-3 事業者指定について

スライド番号 9～20

3. 川崎市総合事業における問合せ先

スライド番号 21～23

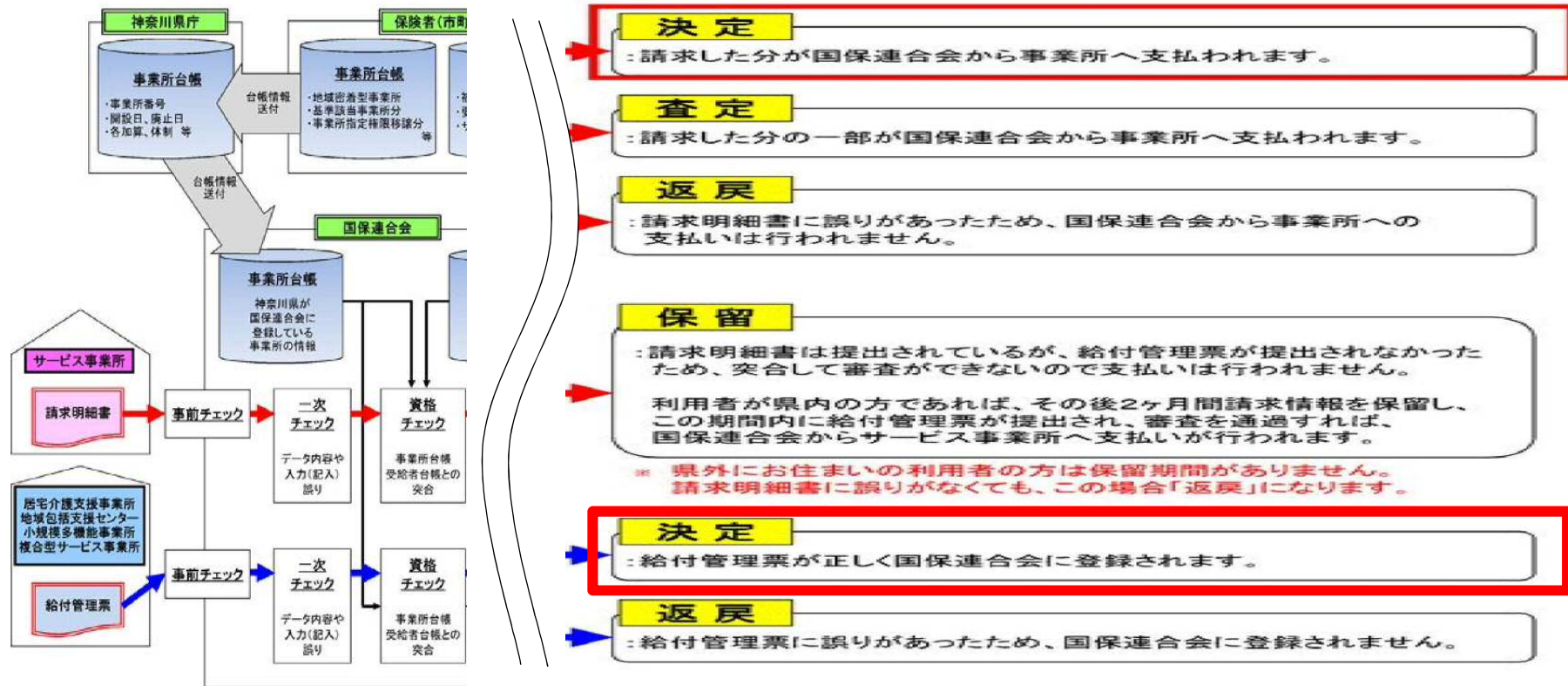


1. 介護給付費等の取り下げ等について



介護給付費等の取り下げについて

《 国保連合会でのチェックと支払までの流れ 》



※神奈川県国民健康保険団体連合会「支払関係帳票と返戻事由の解説」抜粋

- 請求明細書を取下げ再請求する場合は、「介護給付費等取下依頼書」を川崎市健康福祉局介護保険課に電子申請で提出し、正しい内容の請求明細書を神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」といいます。）に提出してください。
- 給付管理票を修正する場合は、正しい内容のデータを作成区分「修正」にして連合会に提出してください。

介護給付費等の取り下げ方法について

- 取り下げ方法については「**電子申請**」に限ります（郵送、FAX、持参等、電子申請以外の御提出はお受けいたしません）。
- 毎月5日までの申請分**を当月に過誤処理します。
- 1月に1事業所番号に対して1つのデータしか受け付けられません。
送信したデータの誤りに気が付いた場合は、電子申請を一度取下げ、再度申請し直してください。
- 届出のフロー

電子申請
IDの取得

- ・IDの取得は初回のみ行います。
- ・IDは法人単位、事業所単位のいずれでも可能です。

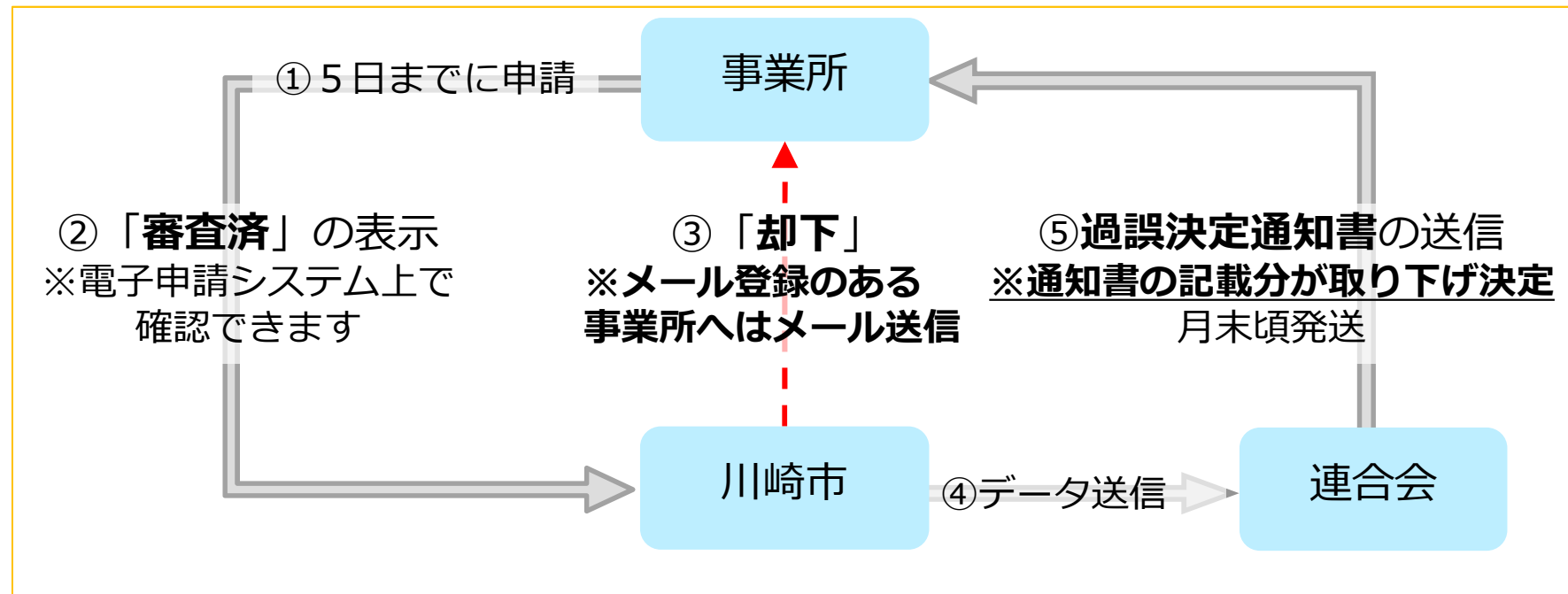
取下依頼書
の作成

- ・記入例等を御確認の上、作成してください。
- ・ファイル名は必ずkago(事業所番号)にしてください。
（他の名称の場合は受付できないので注意）。

取下依頼書
の送付

- ・事業所番号ごとに送付してください。
- ・送付データを修正する場合、必ずデータの取り下げを行ってください。
- ・連合会への再請求漏れが散見されますので御注意ください。

電子申請の「審査済」について



- ①毎月5日までに電子申請を行ってください。6日以降分については翌月分として処理します。
- ②正しいデータ名で送信されたことを本市が確認した状況です。**取り下げ決定ではありません。**
- ③データ名が「kago(事業所番号).xism」ではない等、本市がデータ形式誤りを理由に処理できない状態です。電子申請システム画面（またはメール）から却下であることを確認されましたら、データ修正し、再送信してください。なお、6日以降に再送信された場合、翌月分として処理します。
- ⑤連合会からの結果通知です。内容を確認し「過誤決定通知書が届かない」「取り下げした対象者の記載がない」等の場合は様式や保険者番号、被保険者番号等の誤りがないか、申請したデータ内容を御確認ください。

取下げ依頼書の注意点

[本文へ](#)
[モバイル川崎](#)
[English](#)
[中文簡体](#)
[中文繁体](#)
[한글](#)
[Português](#)
[Español](#)
[Filipino](#)



取下げ

検索

本市ホームページから「取下げ」で検索

検索の使い方

拡大

標準

反転

標準

読上げ



取下げ

検索

約 1,490 件 (0.17 秒)

川崎市：介護給付費の取下げ

www.city.kawasaki.jp/page

以下の場合に取下げ処理ができませんので、御注意ください。(1)「介護給付取下依頼書」のシート名を変更した場合。(2)ファイル名が「kago(事業 ...

詳細は本市ホームページを御確認ください。

(川崎市宛て)

介護給付費等取下依頼書

行追加

行削除

入力チェック

No.	事業所番号	証記載保険者番号	被保険者番号	サービス提供年月	給付実績様式番号	様式番号	
1	1475100003	141317	0000000001	201804	様式第二の二	020	請求誤り
2	1475100004	141325	0000000002	201805	様式第二の三	023	その他誤
3	1475100004	141325	0000000002	201806	様式第二	020	請求誤り
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

サービス種類に対応する様式を選択しているか確認すること
※介護予防・生活支援サービス事業の様式誤りが多くみられますので御注意ください。

シート名は「入力シート」のまま変更しない！

介護給付費等の取下げについて

入力例

入力シート

+

取下げに関するお問い合わせ

川崎市では、介護給付費等の取り下げに関する専用ナビダイヤルを設置しています。

過誤取下コールセンター専用ナビダイヤル



0570-005-503

受付時間 8 : 30～17 : 15 月～金曜日
(祝日、12/29～1/3を除く)



介護給付費等の返戻等について

- 請求が返戻・保留・減額となった場合には、連合会から通知がきます。
 - 各通知の説明、返戻等の主な原因については、連合会が作成した「**支払関係帳票と返戻事由の解説**」・「**介護給付費請求の手引き**」に記載されていますので御確認ください。
※下記ホームページ参照
 - 連合会の資料に加え、「よくある質問Q & A」についても御確認ください。
※下記ホームページ参照
 - 資料を確認しても、**原因、対応方法が分からない場合は、連合会にお問合せください（電話045-329-3445）。**
- ※問い合わせた結果、被保険者情報や事業所の加算登録情報については、市に確認して欲しい、と誘導をされる場合がありますことを御承知おきください。

【本市ホームページ掲載場所】

『川崎市トップページ』⇒『くらし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒『過誤・再審査申立』⇒『介護給付費にかかる返戻について』

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000062029.html>



2.介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防短時間通所型サービス(A7)の
見直しについて



2-1 通所型サービスの現状



サービス種類とその現状

○ A 6 介護予防通所サービス（従来型）

○ A 7 介護予防短時間通所サービス（基準緩和型）

- A 7 の事業所数が少なく、利用者の選択肢が少なくなっている。
- 新型コロナウイルスの影響などで、サービス提供実績が低下している。
- 利用者のニーズの変化等を考慮したうえで制度設計を検討する必要がある。



○事業所・利用者数

	事業所数(R3年12月時点)	利用者数(R3年12月審査分)
A6	290か所	4,817名
A7	5か所	383名

○給付実績

(単位:請求明細件数)					
		H29年	H30年	H31年	R2年
A6	計画	—	55,231	59,003	63,033
	実績	53,959	58,289	59,648	57,095
A7	計画	—	4,501	4,809	5,136
	実績	2,777	4,060	4,661	<u>3,798</u>



2-2 新たな報酬について



職員配置体制加算

○単位数

- ①職員配置体制加算（Ⅰ）：14単位
- ②職員配置体制加算（Ⅱ）：34単位

○職員配置要件

（A 7は指定基準において、介護職員のみ配置すればよい）

- ①介護職員に加え、機能訓練指導員を配置
- ②介護職員に加え、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員を配置
（A 6の基準と同じ人員配置）

○従事要件

利用者の身体機能の維持改善を図るサービス提供に従事しなければならない。



身体機能維持・改善実績加算

○単位数 1回につき14単位

○判定要件

①指定介護予防短時間通所サービス事業所が職員配置体制加算を算定していること。

②事業所を利用している事業対象者、要支援1又は要支援2の各利用者について、前年1～12月の各月末時点の事業対象の適用の有無又は要支援度を前月と比較し、改善している場合は2点、維持している場合は1点、悪化した場合は－2点とし、全利用者の合計点を月延べ利用人数で除した値が、0.9点以上であること。

③ ②においては、月途中で利用終了した者については含めない。ただし、終了理由が要介護・要支援区分の変更申請により要介護に変更したことである場合は、悪化した場合として含めること。



サービスコード表・単位数マスタ

○サービスコードは本市ホームページに掲載している「**川崎市 令和3年10月版 総合事業単位数表マスタ（CSVファイル）**」を御利用ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-7-0-0-0-0.html>

現在位置：[トップページ](#) > [くらし手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [事業者入口](#) > 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

・業務実施マニュアル・請求事務の手引き

・Q&A

・市民向けリーフレット

・説明会・通知

・サービスコード表・単位数マスタ

・総合事業取り下げ依頼

・事業者指定手続き

・川崎市総合事業事業者リスト

・かわさき暮らしサポーター養成研修

事業者入口

- ・介護保険制度関連
- ・事業者指定関係
- 介護予防・日常生活
- ・居宅介護支援事業
- ・過誤・再審査申立
- ・住宅改修・福祉用
- ・地域包括支援セン
- ・介護予防支援事業
- ・川崎市介護保険事
- ・各例等
- ・指導・監査関係
- ・介護報酬改定に

サンキューコー
044-200
(市政に関するお問

通所型サービス（基準緩和サービス）

サービス名称：介護予防短時間通所サービス
サービス種別コード：A7（通所型サービス（独自/定率））
（サービスコード）

○自己負担割合1割（給付率90%）

種別	コード	サービス内容	単位数	単位数	単位数
A7	1101	通所型通所サービスⅠ（90）	単位数	単位数	単位数
A7	1103	通所型通所サービスⅠ（通所・入浴）（90）	単位数	単位数	単位数
A7	1105	通所型通所サービスⅠ（通所・入浴）（90）	単位数	単位数	単位数
A7	1107	通所型通所サービスⅠ（通所・入浴）（90）	単位数	単位数	単位数
A7	1201	通所型通所サービスⅡ（90）	単位数	単位数	単位数
A7	1203	通所型通所サービスⅡ（通所・入浴）（90）	単位数	単位数	単位数
A7	1205	通所型通所サービスⅡ（通所・入浴）（90）	単位数	単位数	単位数
A7	1207	通所型通所サービスⅡ（通所・入浴）（90）	単位数	単位数	単位数

（加算コード）・・・各加算、月5回までが算定上限となります（一部を除く）。

A7	1803	生活機能向上プログラム活動加算（90）	20		
A7	1805	運動機能向上加算（90）	45		
A7	1801	養老性認知症受入加算（90）	48		
A7	1831	痴呆ケアユニット加算（90）	10		
A7	1807	痴呆症加算（90）	40		
A7	1809	口腔機能向上加算Ⅰ（90）	30		
A7	1833	口腔機能向上加算Ⅱ（90）	32		
A7	1811	認知サービスⅠ（90）	96		
A7	1813	認知サービスⅡ（90）	24		
A7	1823	痴呆症加算（90）	100		
A7	1825	生活機能向上加算Ⅱ（110月）（90）	140		
A7	1826	生活機能向上加算Ⅱ（90）	20		
A7	1827	生活機能向上加算Ⅱ（90）	20		
A7	1837	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ（90）	20		
A7	1829	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ（90）	36		
A7	1839	科学的介護推進加算（90）	8		
A7	1819	介護職員処遇改善加算Ⅰ（90）	11		
A7	1821	介護職員処遇改善加算Ⅱ（90）	11		
A7	1844	認知症対応型介護加算（90）	14		
A7	1847	生活機能向上加算Ⅱ（90）	150		
A7	1850	生活機能向上加算Ⅱ（90）	250		
A7	1853	生活機能向上加算Ⅱ（90）	250		

加算算定の届出の提出について

- 届出は本市のホームページへ
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074834.html>
- 職員配置体制加算は**勤務形態一覧表**
- 身体機能維持・改善実績加算は**身体機能維持・改善実績加算判定表**



川崎市

KAWASAKI CITY

文字の大きさ

色の変更

トップ

暮らし・手続き

お知らせ
イベント・募集

市の施設

川崎の魅力
みどころ

事業者
就労支援情報

現在位置：[トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [事業者入口](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業](#) > [事業者指定手続き](#)

事業者指定手続き

- [総合事業の訪問サービスの指定](#)（2018年10月15日）
- [総合事業の通所サービスの指定](#)（2021年9月10日）
- [変更届](#)（2021年7月9日）
- [加算届](#)（2021年4月9日）
- [廃止・休止・再開届](#)（2021年7月9日）
- [川崎市総合事業市外事業者の指定手続き](#)（2018年10月15日）

介護予防・日常生活支援

- [業務実施マニュアル・手引き](#)
- [Q&A](#)
- [市民向けリーフレット](#)
- [説明会・通知](#)
- [サービスコード表・単](#)
- [総合事業取り下げ届](#)
- [事業者指定手続き](#)
- [川崎市総合事業事](#)

勤務形態一覽表

[illegible]

身体機能維持・改善実績加算判定表

[illegible]

2-3 事業者指定について



事業者指定について

- 介護予防短時間通所サービスの指定手続きについては、
川崎市総合事業専用ナビダイヤル（0570-040-114）までお問い合わせいただくか、以下の本市ホームページを御覧ください。
<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074854.html>

- 総合事業における介護予防・生活支援サービスの指定事業所が
所在市町村以外の要支援者にサービス提供を行う場合は、それぞれの市町村へ指定申請が必要です。

※例えば、横浜市にある事業所が川崎市の要支援者へ訪問型サービス
または通所型サービスを提供する場合は、川崎市の指定事業者でなければならぬため、川崎市への指定申請が必要です。

※川崎市の指定を受けた市外事業所は本市ホームページで公表しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-8-0-0-0-0.html>



介護予防短時間通所サービス案内チラシ

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定又は
事業対象者の判定
を受けた方へ

介護 短時間 予防 通所サービス

生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短時間(1時間30分)で行う介護保険制度にもとづく川崎市独自のサービスです。



- 1 身体を動かす楽しさを
- 2 明るく素敵なシニアに
- 3 無理のない運動で健康増進
- 4 イキイキと暮らす運動習慣
- 5 住み慣れた街でのびのびと
- 6 健康で自立した生活を

無理なく運動を楽しみながら、
健やかな暮らしを応援します。

川崎市 介護予防課
0570-040-114

お問い合わせ先
川崎市役所 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課
0570-040-114
月～金曜 8:30～17:15(祝日、12/29～1/3除く)

お電話の際は、
「短時間通所サービスのチラシを見た」とお伝えください。

(表)

ご利用にあたっては、
事前に地域包括支援センター等による
ケアプランの作成等の
「介護予防ケアマネジメント」等が必要となります。

令和3年12月現在

実施 事業所

 医療法人 啓和会 啓和会健康クラブ 川崎区小田5-2-13 1F (川崎区・幸区の一部) Tel.044-322-7373 転ばない体づくりや他者との交流を楽しみながら、ロープ、マシン、オリジナルトレーニングを行っています。また、新しくヨガニバイクを導入しました。	 あすかフィジカル センター千代ヶ丘 川崎区千代ヶ丘9-2-9 昇陽アパート101号 (麻生区・多摩区の一部) Tel.044-455-5711 定員9名の少人数制で運動だけでなく姿勢改善に力を入れて取り組んでいます！スタッフが専門性を活かして1人ひとりをサポートしていきます。	 Do KAWASAKI 幸区犬越1-11-50 (幸区の一部・麻生区・多摩区の一部) Tel.044-920-9595 「水中でしか実現できない」機能改善運動を、指導経験豊富なインストラクターのもと楽しく安全に行います。
 心体機能訓練処 きあい別館 中野区上平町1340-43 (中野区の一部・幸区の一部) Tel.044-767-2202 筋力トレーニングに加え、運動機器を使用して心肺機能及び骨格の強化、歩行機能の改善、健康維持を目的としたサービスです。	 ケアフルクラブ 悠々園 東京都町田市南ヶ丘3-2-1 鎌川地域コミュニティ2階 (町田市) Tel.042-708-1380 いつでも元気で健康的にマシンを使った筋力トレーニングを中心に充実した運動プログラムを実施します。	お持ちの介護保険負担割合に応じた料金負担があります。詳しくは、お住まいの地域の地域包括支援センターまたは川崎市総合事業専用ナビダイヤル(Tel.0570-040-114)までお問い合わせください。 ※住所の下の()内はサービス実施区域です。 VEGETABLE 食卓の中心 令和3年12月発行

(裏)

- チラシを作成し、配布することで制度周知を図っています。
- 介護認定結果通知や給付費通知に同封し、市民に送付しています。
- 区役所・地区健康福祉ステーションに配置しています。



3. 川崎市総合事業における問合せ先



本市ホームページ掲載箇所

○介護予防・生活支援サービス事業関係

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-0-0-0-0-0.html>

現在位置：[トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [事業者入口](#) > 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

- > [業務実施マニュアル・請求事務の手引き](#)
- > [Q&A](#)
- > [市民向けリーフレット](#)
- > [説明会・通知](#)
- > [サービスコード表・単位数マスタ](#)
- > [総合事業取り下げ依頼](#)
- > [事業者指定手続き](#)
- > [川崎市総合事業事業者リスト](#)
- > [かわさき暮らしサポーター養成研修](#)

事業者入口

- * [介護保険制度関連](#)
- * [事業者指定関係](#)
- * [介護予防・日常生活](#)
- * [居宅介護支援事業](#)
- * [過誤・再審査申立](#)
- * [住宅改修・福祉用](#)
- * [地域包括支援セン](#)
- * [介護予防支援事業](#)
- * [川崎市介護保険](#)
- * [条例等](#)
- * [指導・監査関係](#)
- * [介護報酬改定に](#)

トップページの検索で「総合事業」と入力し検索すると探しやすいです。

サンキューコール 044-200 (市政に関するお問い合わせ)

○一般介護予防事業関係

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-2-6-0-0-0-0-0.html>

現在位置：[トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [介護保険とは](#) > 介護予防事業のご案内

介護予防事業のご案内

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます ツイート 2020年10月28日
コンテンツ番号17582

■介護予防とは

介護予防とは、介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要な人も、できるだけ機能を維持・改善できるように、心身の機能の低下を予防・回復しようとする取り組みです。

「もの忘れが気になり始めた」「つまずくことが多くなった」「外出がおっくうになった」「食欲が低下した」「むせることが増えた」といった、以前とは違うちょっとした不調のサインはありませんか。

不調のサインを見逃すと、少しずつ生活機能の低下が進み、やがては転倒や骨折、認知症などを招くおそれがあります。

介護予防は決して特別なことではありません。不調のちょっとしたサインに早く気づいて対応すること、できるだけ心身ともに活発な生活を送ることが大切です。

いつまでもいきいきと自分らしく過ごせるように、元氣なうちから介護予防に取り組みしましょう。

関連記事

介護保険とは

- * [介護保険制度とは](#)
- * [介護保険料](#)
- * [要介護認定申請](#)
- * [介護保険サービス](#)
- * [地域包括支援セン](#)

介護予防事業のご案内

サンキューコール 044-200 (市政に関するお問い合わせ)

よくある質問 (FAQ)

電子申請

市役所



川崎市総合事業に関するお問い合わせ先

川崎市では、川崎市総合事業に関する専用ナビダイヤルを設置しています。

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業 専用ナビダイヤル



ヨ ボウ イイ ヨ
0570-040-114

受付時間 8：30～17：15 月～金曜日
(祝日、12/29～1/3を除く)

